

令和３年 第４回農業委員会総会 議事録

１．日 時	令和３年４月９日（金）午前９時３０分～		
２．場 所	にかほ市金浦庁舎 第３会議室		
３．委員総数	１２名		
４．出席した委員（１０名）	１番 須田貴志 ５番 齋藤勝義 ９番 森 榮一 １２番 小林 豊	２番 佐藤 直 ６番 齋藤文男 １０番 加藤朋光	４番 巴 朋之 ７番 佐藤久美子 １１番 遠藤 豊
５．欠席した委員（２名）	３番 須藤孝子	８番 齋藤久江	
６．総会議長	会長 小林 豊		
７．会議録署名委員	６番 齋藤文男	７番 佐藤久美子	
８．出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 主任 舘岡里海	副主幹班長 小森俊英	
９．議事日程	第１ 会議録署名委員の指名 第２ 会議書記の指名 第３ 会期の決定 第４ 諸般の報告 第５ 議案審議		
議案第１３号	農業委員会等に関する法律第２６条に基づく職員の任免について ・・・【１件】		
報告第７号	農地法第１８条第６項の規定による通知（合意解約）について ・・・【１３件】		
報告第８号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【１件】		
議案第１４号	農地法第３条の規定による使用貸借権設定の件について		

・・・【１件】

議案第１５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について ・・・【１５３件】

議案第１６号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について
・・・【２件】

議案第１７号 特定農地の貸付けの承認について ・・・【１件】

◆事務局長 ただ今より、令和３年第４回農業委員会総会を開催します。
(開会 午前９時３０分)

【 会長挨拶 】

◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第６条の規定に基づき、会長が
議長となり議事を進行します。

◇議長 欠席者を報告します。３番 須藤孝子委員 ８番 齋藤久江
委員より欠席の報告がありました。
ただ今の出席委員は、委員総数１２名中１０名です。出席委
員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立しまし
た。

◇議長 日程第１ 会議録署名委員の指名
６番 齋藤文男委員 ７番 佐藤久美子委員の両名にお願い
いたします。

◇議長 日程第２ 会議書記の指名
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第３ 会期の決定
会期は本日１日限りいたします。

日程第４ 諸般の報告

【 詳細に説明 】

日程第５ 議案審議

◇議長

議案第 13 号 農業委員会等に関する法律第 26 条に基づく職員任免について上程します。

◆事務局長

令和 3 年 4 月 1 日発令の市職員の定期人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により農業委員会の同意を求めるものです。

転出者として、元農業委員会事務局職員 三浦利枝、新たな任用として、農業委員会事務局職員 舘岡里海 です。

【 質問・意見なし 】

◇議長

議案第 13 号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について上程します。

◆事務局長

報告第 7 号－1 は、貸渡人と借受人の双方合意のもと、農地法 3 条による賃借権から農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による賃借権に変更するため、合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 15 号－75 に上程されています。

報告第 7 号－2 は、周辺農地の耕作者が農地を集約して耕作することから合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 15 号－131 に上程されています。

報告第 7 号－3 は、農地法 3 条による賃借権から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃借権に変更するため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 15 号－86 に上程されています。

報告第 7 号－4 は、農地法 3 条による賃借権から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃借権に変更するため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 15 号－124 に上程されています。

報告第 7 号－5 は、借受人が高齢により耕作が困難になったことから合意解約するものです。なお、解約された農地は今後新たな耕作者へ貸し付けされる予定です。

報告第 7 号－6 から 9 は借受人が同一であり、病気発症により耕作が困難になったことから合意解約するものです。なお新たな借受人については 7 号－7 の一部を除いて未定です。

報告第 7 号－10 は、借渡人が農地転用するため合意解約す

るものです。

報告第7号－11は、農地法3条による賃借権から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による使用貸借権に変更するため合意解約するものです。なお新たな使用貸借権の設定として議案第15号－11に上程されています。

報告第7号－12は、借受人が経営規模を縮小することから合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

報告第7号－13は、借受人が稲作をやめることから合意解約するものです。なお新たな借受人は未定です。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第7号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、報告第8号 農地の転用事実に関する照会について上程します。

◆事務局長

報告第8号は、秋田地方法務局本荘支局から、農地の転用事実に関する照会があったものです。場所は、象潟道の駅ねむの丘から南方向に200m先の、有料老人ホーム倅と国道7号を挟んだ向かい側です。土地の表示は『にかほ市象潟町字オノ神』地内の『田』、2筆合わせて1,123㎡です。当該地は、国道7号とJR羽越線の間にある農地で、平成4年10月に倉庫用地として転用許可を受けていましたので、その旨を回答しています。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第8号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に議案第14号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第14号は、経営移譲年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定です。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、いずれも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第 1 4 号について、許可することに決定します。

次に、議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて 1 5 3 件あり、うち賃借権の新規設定が 3 2 件、再設定が 1 1 5 件、移転が 3 件のほか、使用貸借権の設定が 3 件で、総面積は 7 8 7, 4 4 4 m²です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第 1 5 号－1 及び 2 は、どちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－3 及び 4 は、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－5 は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－6 及び 7 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－8 及び 9 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－1 0 は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－1 1 は使用貸借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇加藤朋光委員

議案第 1 5 号－1 1 に賃借料の記載がないのはなぜですか。

◆事務局班長

利用権の設定が使用貸借権なので、無償であるため賃借料の記載がありません。

【 ほかに質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第 1 5 号－1 から 1 1 について、原案どおり承認することに決定します。

〈 2 番 佐藤直委員退席〉

(午前 9 時 5 1 分)

◆ 事務局長

議案第 1 5 号－1 2 から 1 5 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇ 議長

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

議案第 1 5 号－1 2 から 1 5 について、原案どおり承認することに決定します。

〈 2 番 佐藤直委員着席〉

(午前 9 時 5 2 分)

◆ 事務局長

議案第 1 5 号－1 6 及び 1 7 はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－1 8 から 2 1 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－2 2 及び 2 3 は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－2 4 から 2 7 はいずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－2 8 から 3 1 は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－3 2 及び 3 3 はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－3 4 は使用賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－3 5 及び 3 6 はどちらも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第 1 5 号－3 7 は使用賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１５号－１６から３７について、原案どおり承認することに決定します。

〈１１番 遠藤豊委員退席〉

(午前９時５６分)

◆事務局長

議案第１５号－３８から４７は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１５号－３８から４７について、原案どおり承認することに決定します。

〈１１番 遠藤豊委員着席〉

(午前９時５７分)

◆事務局長

議案第１５号－４８は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－４９及び５０は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－５１は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－５２から６０は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－６１から７４はすべて受人が同一であり、うち６１から７１及び７４は賃借権の再設定、７２及び７３は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－７５から７７は受人が同一であり、うち７５は賃借権の新設、７６及び７７は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－７８及び７９は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－８０から８６はすべて受人が同一であり、うち８０から８５は賃借権の再設定、８６は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－８７から９２は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－９３から１０２はすべて受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－１０３から１１０は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１５号－１１１から１３３はすべて受人が同一であり、うち１１１から１３１は賃借権の再設定、１３２及び１３３は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１５号－４８から１３３について、原案どおり承認することに決定します。

〈１番 須田貴志委員退席〉

(午前１０時２分)

◆事務局長

議案第１５号－１３４から１５２はすべて受人が同一であり、うち１３４から１４９は賃借権の新設、１５０から１５２は、新たに農業法人を立ち上げたことに伴い個人事業主から農業法人の代表に経営を移譲し、借主が変わったことにより賃借権を移転するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇齋藤文男委員

農地中間管理機構をとおして農地を借りると経営転換協力金の交付対象となりますが、受け手に対して、農地中間管理事業をとおした経営転換協力金の活用についてどのように推進していますか。

◆事務局班長

議案第１５号－１３４から１３９の新規賃借権設定については、いずれも象潟・前川地区の基盤整備計画区域の農地であるため、賃貸借契約を今年１０月３１日までの６か月に設定しています。これは、農地中間管理機構関連農地整備事業区域として、１１月１日以降、新たに農地中間管理機構をとおした賃貸借契約になることから、中途解約を避けるためにあらかじめ契

約終期を10月31日に設定しているものです。

今後も経営転換協力金交付等のメリットを活かしながら農地中間管理事業を推進していきます。

【 ほかに質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第15号－134から152について、原案どおり承認することに決定します。

〈11番 須田貴志委員着席〉

(午前10時6分)

◆事務局長

議案第15号－153は、農地中間管理機構を利用した賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第15－153号について、原案どおり承認することに決定します。

次に議案第16号 にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について上程します。

◆事務局長

議案第16号については、2件のにかほ農業振興地域整備計画変更案に対して意見を求められています。にかほ農業振興地域整備計画では、農業振興を図る地域として「農用地区域」を設定しており、その農用地区域内の農地を転用する場合は、農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

1件目は、農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものであり、場所は三森地区の[]から東方向へ約150m先です。除外の目的は、既存の電子機器製造メーカー[]の駐車場及び資材置場用地としての利用です。申請地は『にかほ市三森字上々免[]』ほか17筆の地目が『田』及び『原野』で、面積は6,547㎡です。これは、農用地利用計画変更要件検討表に記載のとおり、当該地を含む敷地周辺一帯を事業用地として一体的に使用することから計画上必要な土地であり、また、従業員数等に対する駐車場や資材置場の規模など、除外の規模は計画において適当であると判断しています。なお、ほかの候補地も検

討しましたが、面積制限がかかることや地権者の同意が得られなかったこと、国道に分断されるために既存事業所と一体的に利用できないという位置的な理由などがあり、要件を満たす用地がほかにないものと判断しました。当該地は東側と西側に事業所、北側に山林、南側は国道に面しており、ほかの農用地と連たんしていないため、除外に伴い周辺農地の集団化や農用地利用集積、及び水路等の土地改良施設に支障をおよぼすおそれはありません。以上、農用地からの除外にあたっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から5号までの5つの要件すべてを満たしているものと判断しています。

2件目については、農業振興地域の農用地区域への編入に係る変更案に対して意見を求められているものです。これは、象潟・前川地区ほ場整備事業計画において、新たに農用地区域に含める土地として農地中間管理機構関連農地整備事業区域の対象とするため、1件163㎡を編入するものです。当該地は、前面の道路を上へ行くと向山地区方向に通じており、下へ行くと白山堂踏切方向に通じています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第16号の2件の変更案に同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することとします。

次に議案第17号 特定農地の貸付けの承認について上程します。

◆事務局長

議案第17号については、象潟地区で継続的に実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付けであり、毎年、市から更新申請があります。2筆合わせて9,906㎡の申請です。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第17号について、原案どおり承認することに決定します。

これをもって総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時15分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和3年4月9日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 6 番

委 員 7 番
